

千葉県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2項の規定により告示します。

また、介護老人保健施設の廃止に伴い、指定があったものとみなされていた（介護予防）短期入所及び（介護予防）通所リハビリテーションについても併せて廃止となりますので同法78条及び115条の10の規定により告示します。

平成31年4月4日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	指定に係る 事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	廃止年月日
社会福祉法人 うぐいす会	千葉市中央区 千葉寺町33番地	介護老人保健施設 コミュニティ広場 うぐいす園	千葉市緑区 高田町1784-2	介護老人 保健施設	平成31年 3月31日
社会福祉法人 うぐいす会	千葉市中央区 千葉寺町33番地	介護老人保健施設 コミュニティ広場 うぐいす園	千葉市緑区 高田町1784-2	介護予防短期 入所療養介護	平成31年 3月31日
社会福祉法人 うぐいす会	千葉市中央区 千葉寺町33番地	介護老人保健施設 コミュニティ広場 うぐいす園	千葉市緑区 高田町1784-2	短期入所 療養介護	平成31年 3月31日
社会福祉法人 うぐいす会	千葉市中央区 千葉寺町33番地	介護老人保健施設 コミュニティ広場 うぐいす園	千葉市緑区 高田町1784-2	介護予防 通所リハビリ テーション	平成31年 3月31日
社会福祉法人 うぐいす会	千葉市中央区 千葉寺町33番地	介護老人保健施設 コミュニティ広場 うぐいす園	千葉市緑区 高田町1784-2	通所リハビリ テーション	平成31年 3月31日